

静岡地方裁判所委員会（第44回）議事概要

第1 日時

令和2年10月8日（木）午後3時00分から午後4時30分まで

第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

荒田和寿，市川克次，伊東顕，伊藤雅人，大石小夜子，小林充，小松一徳，
小山陽一郎，竹之内満，丹沢哲郎，洞江秀，牧野百里子（五十音順，敬称略）

（事務局）

静岡地方裁判所民事1部部総括判事，同民事首席書記官，同刑事首席書記官，
同事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

第4 議題

「裁判所における感染症対策の在り方」について

第5 議事

1 議題についての説明及び意見交換

(1) 概要説明等

静岡地方裁判所事務局総務課長からテーマについて概要説明が行われ，各委員
が実際の法廷等で実施している感染症対策を見学した。

(2) 質疑応答及び意見交換

（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者等）

○ 感染症対策については，かなり徹底しているという印象を持った。

○ 傍聴席が通常時の三分の一ぐらいしかないが，傍聴希望者が多くなるような
社会的注目を集める事件でも，その人数制限のままなのか。それとも別室を
サブ室としてモニターでつないだりして利用しているのか。

● サブ室の利用はしておらず，傍聴人を制限した状態で使っている。傍聴席は，
基本的には先着順であり，多人数の傍聴希望者が見込まれる場合には傍聴券
を発行している。報道機関から要望があれば，報道席を用意している。報道
席は間隔を空けずに配席している。

- △ 著名事件では特別傍聴席を設け、当事者・関係者の傍聴の機会をできるだけ奪わないようにしている。
- 傍聴席は3月から今の配席にした。各地で同様にしている。3月の段階では新型コロナウイルス感染症の実態が不明だったということもあり、このような対策を取ったが、現状でどの程度の制限が必要か、リスクの実態や各地域の実情に応じた対応を検討しないといけないと考えている。
- 基本的に傍聴席ではしゃべらないと思う。現状のようにかなりゆったりと間隔を開ける必要があるのか。
- 対応を変えている裁判所は全国にあるのか。
- おそらく今の段階ではほぼ一律で同じだと思う。先ほど見学した法廷は、かなり大きい部類である。小さい法廷だと、制限すると6、7席しかない。
- 傍聴人で咳き込む人は結構いる。狭い法廷で咳き込んでいる人もいるとなると、配慮が必要になると思う。少し慎重に考えたい。
- 入学試験の場合だと、咳き込む学生がいたら、別室で受験させる等の対応が検討されている。
- 見学した法廷は結構大きかったが、支部は非常に小さいので、横だけではなく、縦にもアクリル板や、ビニールシートを設置したらどうか。
- 警備の観点も考えると難しい面がある。
- 裁判所に来庁される方からの感染ブロックはしっかり取り組んでいる。一方で、職員からウイルスが持ち込まれるリスクについては、どのような対策がとられているのか。
- 大前提として、体調の悪い職員は休暇を取得することとなる。職場内ではマスク、手洗いを励行している。裁判所でクラスターを発生させないことが最優先であり、外部の方のみを警戒しているわけではない。狭い部屋では職員同士の間でもアクリル板を設置したりと工夫はしている。
- 職員で感染者はいるのか。
- 静岡管内では感染者はいない。全国では何例かあると聞いている。
- 裁判所も、静岡に関していえばそう恐れなくていいのかなと思う。
- コロナ以前から、裁判所でセキュリティチェックをしてもいいのではないかと思っていた。例えばマスクをしないで入ってくる来庁者がいた場合には、

マスク着用を促したり、マスクを用意して着用させたりした方がよいのではないか。素通りで入ってくるのが心配と感ずることがある。

- マスクをしない人に対して、着用のお願いはしている。だがマスクをしていない人に、入ってこないでと言っているのか。一般的な感ずを聞きたい。
- 静岡地裁だけでは判断しにくいのではないか。上部組織からの指示に従ってやっているというのでないと、なかなか言う勇気は持てない。
- 市でも同じような状況である。イベント等会議室を使用する場合には、感染者が発生した場合に備えて、全員の名前と連絡先を控えている。そうすることが怪しいかなという人に対しての警告にもなりえる。
- イベントや施設の状況によるが、全ての施設で全員に名前を書いてとは言えない。来る人や施設の状況によると思う。市も図書館では名前を書くようにしているようだ。場所によってはそういうことも可能かなと思う。
- 裁判所内で感染者が出た場合に、どういう対応をとるか検討しているのか。
- いろいろ検討している。一番大切なのは情報公開であるが、どの範囲で情報を公開すべきか。どの程度情報を公開するかは微妙な問題がある。
- 県の庁舎内で感染者が発生した場合には、すぐに必要になるのが消毒の関係である。どの範囲を消毒するかを、庁舎管理の担当部署に連絡し、すぐに業者を手配して、保健所に確認するというマニュアルを作っている。
- 感染者が出た場合には、基本的には保健所の指示に従うことになるが、教室の閉鎖だけでいいのか、建物やキャンパスの閉鎖が必要なのか、大学でもいろいろとシミュレーションしている。
- 病院等では、ベッドをその都度アルコール消毒しているところもある。椅子等も消毒しているのか。
- △ ドアノブ等は定期的に消毒しているが、椅子の消毒までは指示していない。
- 感染の第三波が来た場合の執務態勢を検討しているのか。また、昨今、働き方改革や生産性の向上が言われている。日本の公務員は丁寧な仕事だが、生産性が低いという意見もあるようだ。仕事を簡略化して事務の手間を省いて楽しく仕事をしていただくように進歩、発展すればコロナの意味があったのかとも思う。
- 前回の業務縮小は、非常事態宣言が出され、不要不急の外出を避け、できる

限り在宅勤務をするようにという国の方針に従って行われた。第三波が来た場合には、コロナとの付き合い方を社会全体がある程度学んできているので、可能な限り、社会全体に負荷をかける方法はとりたくない。業務を縮小したりするのは、できる限り避けた方がいいのではないかと個人的には考えている。二点目であるが、働き方改革の関係で去年の4月から残業量を大幅に縮小した。今年の3月以降は、さらに残業が少なくなっているが、それで仕事できていないかという、そうでもない。無駄を省けていると思う。

- 第三波に備えて、大学では入試が実施できないことも起こり得る前提で準備をしている。緊急事態宣言の時は、大学の使用しているシステムに外部からはアクセスできないため、職員が出勤しなければならず、在宅勤務を進めるのが困難であった。裁判所は外からアクセスできるのか。
- 裁判所のシステムも外からはアクセスできない。裁判官は記録を持ち帰って判決起案をしたりしたが、書記官が在宅で仕事をするのは難しいというのが実情である。しかし、今後はIT化も進めないといけないという認識が共有されつつある。
- 裁判所には法廷や会議室などの部屋がたくさんあると初めて知った。反対に職員の使用する部屋は少なく、一部屋に職員が大勢いると思った。感染者が出たら、感染者と同部屋の職員全員を検査したりすることがある。それを考えると、職員の執務室を変えれば職員に感染者が出た場合に、対処の仕方が少し楽になるのではと思う。
- △ 確かに、職員が密集しているという印象を持たれるのも分かる。感染者が出たら、一部屋にいる職員を、会議室等に分散して執務することを考えている。
- 小さい部屋に分かれることが感染対策にいいのは間違いない。裁判所は、これまでは連携の利便のため、広い部屋でたくさんの職員が執務していたが状況次第では狭い部屋で執務することも考えないといけない。
- 県のホームページでは、感染状況を県独自の6段階の基準で毎週金曜の午後3時に公開している。ぜひご覧いただきたい。
- 感染拡大を防ぐのは入口でという議論が印象的だった。換気が十分でない部屋はないのかという心配もあったので、ぜひ検討いただきたい。全国一律の対策ではなく、静岡の状況を踏まえて、どういう対策をとるのかということ

が大切だと思う。

2 次回テーマ

「裁判所における障害者配慮」について

3 次回期日

追って調整